

文京区議会手話通訳実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>文京区議会手話通訳<u>及び要約筆記</u>実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳<u>及び要約筆記</u>を行うことにより、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。</p> <p>(<u>実施会議</u>) 第2条 <u>実施する</u>会議は、本会議、<u>委員会及び全員協議会</u>とする。</p> <p>(<u>対象者</u>) 第3条 対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）とする。</p> <p>(<u>申込及び取消し</u>) 第4条 手話通訳<u>及び要約筆記</u>による会議の傍聴を希望する者は、原則として、<u>当該会議開催日の7日前（7日前が祝日の場合はその前の営業日）</u>までに区議会事務局へ申し出るものとする。 2 傍聴希望者は、やむを得ない理由により傍聴の希望を取り消す場合は、速やかに区議会事務局へ連絡するものとする。</p> <p>(実施方法) 第5条 前条第1項による申出があったときは、傍聴者が希望する時間帯に、手話通訳者<u>及び要約筆記者</u>を配置して実施するものとする。 2 手話通訳者<u>及び要約筆記者</u>が配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に連絡するものとする。</p> <p>・ (<u>削除</u>)</p> <p>(委任) 第<u>6</u>条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に区議会事務局長が定める。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、令和七年五月十五日から施行する。</u></p>	<p>文京区議会手話通訳実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障害のある者（以下「聴覚障害者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。</p> <p>(<u>手話通訳実施会議</u>) 第2条 <u>手話通訳を行う</u>会議は、<u>本会議</u>とする。</p> <p>(<u>手話通訳対象者</u>) 第3条 <u>手話通訳</u>の対象者は、聴覚障害者等で前条の会議の傍聴を希望するものとする。</p> <p>(<u>手話通訳の申込及び取消し</u>) 第4条 手話通訳による会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として、<u>定例議会初日の6日前までに</u>区議会事務局へ申し出るものとする。 2 傍聴希望者は、やむを得ない理由により傍聴の希望を取り消す場合は、速やかに区議会事務局へ連絡するものとする。</p> <p>(実施方法) 第5条 前条第1項による申出があったときは、傍聴者が希望する時間帯に、手話通訳者を配置して実施するものとする。 2 手話通訳者が配置できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に連絡するものとする。</p> <p>(<u>手話通訳者の配置</u>) 第6条 <u>手話通訳者の配置は2人又は3人を1組とし、区議会事務局長が指定する場所において、交代で手話通訳を行うものとする。</u></p> <p>(委任) 第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に区議会事務局長が定める。</p>